

基発0930第12号

平成28年9月30日

公益社団法人 全国老人保健施設協会 代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



平成28年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年度の地域別最低賃金額の改定については、平成28年9月中に改定公示のすべてが行われ、平成28年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、広報誌等において、同封の広報原稿例を参考に、改定最賃額の周知・広報について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。